

# 第1回

# 議会報告会

## 《次第》

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 班員紹介
- 4 報告事項
  - (1) これまでの議会改革
  - (2) 平成24年第3回定例会の審議内容
  - (3) 平成23年度一般会計決算の概要
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
  - (1) 行政課題等について
  - (2) 市議会に対する意見について
- 7 閉会

**【小山市議会】**

**【議会報告会日程表】**

日 時		会 場	担当班
10月1日 (月)	午後7時～9時	大谷公民館	第3班
	午後7時～9時	間々田交流センター	第1班
10月2日 (火)	午後7時～9時	豊田公民館	第1班
	午後7時～9時	桑公民館	第2班
10月3日 (水)	午後7時～9時	絹公民館	第3班
10月4日 (木)	午後7時～9時	中央公民館	第2班

**【議会報告会班構成】**

班	班長	班員（議席順）		
1 班	大 山 典 男	大 木 元	植 村 一	篠 崎 佳 之
		森 田 晃 吉	中 屋 大	荒 川 美 代 子
		小 川 亘	石 川 正 雄	生 井 貞 夫
2 班	山 口 忠 保	福 田 幸 平	野 原 勇 一	苅 部 勉
		小 林 英 恵	岡 田 裕	安 藤 良 子
		山 野 井 孝	塚 原 俊 夫	角 田 良 博
3 班	石 島 政 己	大 木 英 憲	荒 井 覚	橋 本 守 行
		福 田 洋 一	五 十 畑 一 幸	大 出 八 マ
		青 木 美 智 子	関 良 平	

\*\*\* 目 次 \*\*\*

◆これまでの議会改革	4
◆平成24年第3回市議会定例会の審議内容	6
(1) 主な議案の審議状況	
議案第56号 平成24年度小山市一般会計補正予算(第1号)	8
議案第70号 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会 条例の制定について	9
議案第77号 財産の取得について	10
議案第78号 教育委員会委員の任命について	11
議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
◆平成23年度小山市一般会計決算の概要	
議案第59号 平成23年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定について	12
平成23年度決算の概要	(別冊)
◆意見交換会	
《行政課題等について》	
(1) 小山市緑の健康づくりの森構想について	13
(2) 新小山市市民病院建設基本計画について	15
《市議会に対する意見について》	17
◆参考資料	
小山市議会基本条例	19

## 【これまでの議会改革の取り組み】

本市議会では、継続的な議会改革の取り組みなどを検討するため、平成22年4月に議長を除く議員全員を構成員とする小山市議会改革推進協議会を設置しました。

また、本協議会にそれぞれ専門的検討を行うための議会基本条例検討専門部会、議会運営検討専門部会、政務調査費検討専門部会、議会広報検討専門部会の4つの部会を設置しました。

議長からの議会改革についての諮問を受け、4つの専門部会において議論を重ね、以下のとおり制度化し、実施しております。

### ■議会総括

項目	
議会基本条例の制定	平成23年12月28日公布 平成24年4月1日より施行
議会基本条例の施行に関する運用規程の制定	平成24年4月1日より施行

### ■議会運営

項目	
本会議における一般質問 対面式の導入 一問一答式の導入	平成24年6月議会から実施
会議規則の改正 (一問一答式の導入に伴い、同一議題についての質問回数 の制限を廃止)	平成24年6月7日から施行
本会議における議員表決の公表	平成24年6月議会から実施
当初予算審議に伴う参考資料として、予算説明資料の添付	平成24年2月議会から実施

### ■委員会

項目	
決算の審査 決算審査特別委員会設置による閉会中の審査	平成23年9月議会から実施
予算の審査 予算審査特別委員会設置による審査	平成24年2月議会から実施
広報委員会規程及び議会報発行規程の制定 (広報活動の充実強化を図るため、広報委員会内規を廃止 し、委員会規程及び議会報発行規程を制定)	平成24年4月1日より施行

## ■議会活動

項目	
議員説明会実施要領の制定 (執行部に対し市における重要事項及び事務事業等の定期的説明を聴取するための議員説明会の実施)	平成24年4月1日制定、 毎月開催
議員全員協議会要領の制定 (議員間の自由討議を活発化するための議員全員協議会要綱の制定)	平成24年4月1日制定、 必要に応じて開催
議会報告会 議会報告会運営委員会設置要領の制定 議会報告会実施要領の制定	平成24年4月23日制定 平成24年4月23日制定

## ■その他

項目	
議員報酬の減額 (平成23年度・平成24年度の2ヵ年間 5%の減額)	平成23年4月1日から適用
政務調査費の減額 (平成23年度・平成24年度の2ヵ年間 年額50万円)	平成23年4月1日から適用

現在議会基本条例を具現化するための運用規程に基づき、具体的取り組みについて、各委員会及び専門部会において引き続き検討・協議を進めています。

## 平成24年第3回市議会定例会の審議内容

### 平成24年第3回市議会定例会の概要

平成24年第3回定例会は9月3日から26日までの24日間の会期で開催されました。本議会には24議案が上程され、2議案を初日に即決し、22議案を各常任委員会、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の付託審査としました。9月12日から19日にかけて各委員会を開催し、最終日の26日に各委員長報告及び採決を行い、21議案を原案可決又は認定し、1議案を閉会中の継続審査としました。

### 提出議案及び議決結果

議案番号	件名	議決結果
議案第56号	平成24年度小山市一般会計補正予算(第1号)	可決
議案第57号	平成24年度小山市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第58号	平成24年度小山市市民病院事業会計補正予算(第1号)	可決
議案第59号	平成23年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第60号	平成23年度小山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	認定
議案第61号	平成23年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第62号	平成23年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第63号	平成23年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第64号	平成23年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第65号	平成23年度小山市農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第66号	平成23年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第67号	平成23年度小山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第68号	平成23年度小山市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
議案第69号	平成23年度小山市病院会計決算の認定について	認定
議案第70号	地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会条例の制定について	可決
議案第71号	災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	可決
議案第72号	小山市長等の給与及び旅費に関する条例及び小山市教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部改正について	可決
議案第73号	小山市公民館条例の一部改正について	可決
議案第74号	小山市遺児手当支給条例の一部改正について	可決

議案第75号	小山市火災予防条例の一部改正について	可決
議案第76号	損害賠償額の決定について	可決
議案第77号	財産の取得について	可決
議案第78号	教育委員会委員の任命について	同意
議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意

新たに提出された陳情

第24-5号	国民健康保険への国庫負担額増額を求める陳情書	採択
--------	------------------------	----

継続審査に付されていた陳情

第24-4号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める陳情	採択
--------	----------------------	----

~~~~ 《主な議案の審議状況》 ~~~~

議案第56号 平成24年度小山市一般会計補正予算（第1号）

~~~~補正予算の内容~~~~

現在の歳入歳出予算557億7千万円に、歳入歳出それぞれ2億1,532万8千円を増額するものです。また、債務負担行為 追加2件、地方債 変更3件を補正するものです。

歳出においては、款ごとに総務費2,955万4千円、民生費2,034万4千円、衛生費113万7千円、農林水産業費400万円、土木費1億5,492万円、教育費537万3千円であり、主な事業費は緊急雇用創出事業費563万8千円、栃木県議会議員補欠選挙費1,415万5千円、児童扶養手当関係費975万3千円、平地林保全推進事業費400万円、道路改良事業費3,300万円、道路補修事業費3,000万円、小山運動公園改修事業費6,235万円、その他公園整備事業費1,800万円などに伴う増額です。

また、これらの事業費に充てる主な歳入は、国庫支出金が843万5千円、県支出金2,867万9千円、繰越金8,681万5千円、諸収入（スポーツ振興くじ助成金）2,999万9千円、市債6,100万円です。

本議案は、9月19日に議員18名で構成する予算審査特別委員会において審査されました。委員会では、補正に伴う各事業についての質疑がなされ、委員から債務負担行為補正の渡良瀬遊水地観光振興計画策定業務委託と歳出予算の渡良瀬遊水地ラムサール条約湿地登録事業については、小山市単独で取り組むのではなく、遊水地周辺の4市2町と協調して事業推進すべきではないかとの質疑があり、執行部より、本事業はラムサール条約湿地登録された渡良瀬遊水地を重要な資源財産として活用し、周辺地区を活性化するため、小山市独自の周辺地区の観光・教育等に関わる振興計画策定事業です。計画策定にあたっては、国土交通省利根川上流事務所内にある5団体や近隣4市2町からなる協議会を立ち上げ、協議しながら計画を策定していきますとの答弁がありました。

また、委員から債務負担行為補正の小学校給食運搬業務委託の事業内容、及び今後の学校給食業務運営の考え方について質疑があり、執行部より今回の補正の対象となるものは羽川小学校を共同調理場とし、萱橋小学校に配送するための運搬業務委託費用であり、今後の小山市における学校給食業務の考え方については、文部科学省からの学校給食業務の運営の合理化についての通知に基づき実施しており、給食は学校教育活動の一環として実施されていることを踏まえ、地域の実状に応じ適切な方法により運営の合理化を推進してきたことから、共同調理場化や調理業務の民間委託を推進してきましたとの答弁がありました。

他にも委員から、補助事業である緊急雇用創出事業に対する実情や効果について、ひとり親家庭自立支援事業内容、木造住宅耐震助成事業の実績、桜堤整備事業の実績及び今後の計画、小山運動公園改修事業の内容、田んぼの学校づくりの現状及び効果、鷲城跡公有化事業の内容及び今後の予定などについて質疑があり執行部の説明及び答弁がありました。

委員会では、小学校給食運搬業務委託については、本来、学校給食業務の運営は学校教育の一環であり、共同化せず、又各学校ごとに単独で運営し調理業務も民間委託すべきでないとの反対討論があったことから、起立により採決を行い起立多数で原案を可としました。

本案については、9月26日の本会議最終日の採決に付され、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数により原案を可決しました。



## 議案第70号 地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会条例の制定について

### ～～～条例の内容～～～

小山市民病院が平成25年4月から地方独立行政法人に移行することに伴い、地方独立行政法人法第11条に基づき、地方独立行政法人評価委員会の組織及び運営に関する条例を定める必要があることから提案されたものです。

条例の構成として、第1条は、本条例の趣旨を地方独立行政法人新市民病院評価委員会の組織及び運営について定め、第2条は評価委員会の組織を委員6人以内とすること。第3条は、委員の委嘱は市長が委嘱するもの。第4条は委員の任期を2年とすること。第5条は委員会に委員長及び副委員長を置き、その選任や職務について規定し、第6条は、会議に関する内容などを規定した内容となっております。

本条例は、9月12日開催の民生消防常任委員会において付託審査され、委員から、具体的な評価委員の選任はいつごろ選任するのか、又どのような専門職を想定しているのかとの質疑があり、執行部から評価委員の所掌事務は病院運営に関しての市長に対する意見や業務実績に対する評価等専門的知見が必要なことから、医師派遣元又は病院経営の見地から1名、医師会及び地域医療の見地から1名、経営学の見地から1名、看護教育又は看護体制の見地から1名、病院経営又は独立法人会計基準の熟知者から1名、病院受診者側から市民の代表1名の6名を考えている、との答弁がありました。また、委員から、評価委員会は、市民病院が独立行政法人になることで市議会の関わりが少なくなることから一方では独立行政法人に対する監視機関の役目を担うことが考えられるので、委員の人選にあたっては運営面だけでなく、これらをふまえ十分な検討をお願いしたいとの意見がありました。

委員会では他にも本案に関し質疑等がありましたが、執行部の説明を了とし原案を可としました。

本案については、9月26日の本会議最終日の採決に付され、全会一致で原案どおり可決しました。

## 議案第77号 財産の取得について

### ～～～内容～～～

小山市消防本部庁舎の建設に伴い、高機能消防指令センターを整備することから、財産の取得について提案されたもの。

高機能消防指令センターは、指令装置、統合型位置情報通知装置、出動車両運用管理装置、音声合成装置、指令電送装置、気象情報収集装置、現場画像伝達装置、システム監視装置など災害・救急活動を行う際の情報通信の根幹となるシステムを導入したセンターを整備するものです。

入札は8月14日、8社の指名競争入札により日本電気（株）宇都宮支店が、2億2,680万円で落札しました。納期は平成25年9月28日。

本案は、9月18日に開催された総務常任委員会において付託審査され、委員会では、委員から、まず、入札結果から8社を指名し6社が辞退した理由について質疑があり、執行部から納期が間に合わないことや、技術管理者の確保が難しいなどの理由で辞退したとの答弁がありました。また、最低価格の設定及び予定価格の設定について質疑があり、執行部から、物品契約では最低価格は設けていない。また、予定価格の設定は、(財)消防設備安全センターに仕様書の作成を委託しており、その仕様から算出した金額を参考に平成24年度当初予算において債務負担行為を計上したものであるとの答弁がありました。

また、委員より落札額と第2位の入札額に9,700万円の差があり、この差が仕様内容のどの部分に違いがあったのか、内容分析したのかとの質疑があり、執行部から分析はしていないが、仕様書どおりに導入・運用できているかは、(財)消防設備安全センターに委託し実施することから、仕様書どおりに運用できるとの答弁がありました。

これに関して、委員より仕様書との違いを分析しないことが物品購入による指名競争入札の弊害であるとの意見がありました。

さらに、委員より、(財)消防設備安全センターの仕様に基づき算出した金額と、落札した日本電気（株）宇都宮支店との金額の差が大きいため、不信感となってしまうもので、この結果をどう捉えているのかとの質疑があり、執行部より、本指令センター関連メーカーはNEC、富士通ゼネラル、沖電気3社が大きいシェアをもち、これらのメーカーが直接見積もりを出せるという強みがあり、メーカーからの直接見積であるため、これらの金額を出してきたものと推測していますとの答弁がありました。

また、委員より、本契約をしっかりと遂行するために、仕様どおり施工されることが重要であり、仕様管理にしっかりと取り組むことを要望するとの意見がありました。

委員会では、他にも本案に関し質疑等がありましたが、執行部の説明を了とし原案を可としました。

本案については、9月26日の最終日に本会議の採決に付され、全会一致で原案のとおり可決しました。

## 議案第78号 教育委員会委員の任命について

## 議案第79号 固定資産評価委員会委員の選任について

### 〜〜内容〜〜

9月3日の本会議初日に、現教育委員会委員 酒井 一行氏（現教育長）の任命同意議案が提出され、同氏の任命について全会一致で同意しました。

また、固定資産評価審査委員会委員に新村 昇一氏、高瀬 孝明氏、松本 治氏の選任同意議案が提出され、全会一致で同意しました。

### 【参 考】

#### 小山市教育委員会委員

|      |                 |
|------|-----------------|
| 氏 名  | 酒井 一行氏          |
| 生年月日 | 昭和23年7月23日（64歳） |
| 住 所  | 小山市西城南3丁目13番地6  |

#### 小山市固定資産評価審査委員会委員

|      |                 |
|------|-----------------|
| 氏 名  | 新村 昇一氏          |
| 生年月日 | 昭和23年1月29日（64歳） |
| 住 所  | 小山市大字南小林22番地7   |

|      |                 |
|------|-----------------|
| 氏 名  | 高瀬 孝明氏          |
| 生年月日 | 昭和21年8月13日（66歳） |
| 住 所  | 小山市大字黒本185番地    |

|      |                |
|------|----------------|
| 氏 名  | 松本 治氏          |
| 生年月日 | 昭和21年7月3日（66歳） |
| 住 所  | 小山市大字下生井863番地  |

## 平成23年度小山市一般会計決算の概要

### 議案第59号 平成23年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定について

9月19日に議員18名で構成する決算審査特別委員会において、小山市一般会計歳入歳出決算の概要について説明された。

その概要は、

歳入決算額：583億4,940万4千円

歳出決算額：562億7,249万2千円

歳入歳出差引額：20億7,691万2千円となった。

概要については、別紙「1 平成23年度決算の概要」のとおりであります。

※ なお、決算に伴う各事業等の詳細についての審査は、来る10月17日・18日の2日間、決算審査特別委員会を開催し十分な審査を行い、12月議会において認定の可否について採決する予定です。

(別紙「1 平成23年度決算の概要」参照)

## ～～～ 意見交換会 ～～～

### 《行政課題等について》

#### (1) 小山市緑の健康づくりの森構想について

～～基本構想から抜粋～～

##### ○計画の目的

本計画は、第6次小山市総合計画に掲げる「みんなが健康で安心できる暮らしづくり」を目指し、緑豊かなKDDIの森を有効活用しながら、新市民病院を核とした、健康づくりから介護に至るまで包括的に支援できる拠点施設（地域健康医療介護総合支援センター（仮称）健康づくり屋外施設等）を整備し、併せて市民病院移転後の跡地を有効活用した施設等を一体的に整備、更にそれぞれの施設・機能の連携により、健康づくりから保健・医療・介護の切れ目のないサービス提供体制を構築することを目的とする。

#### 1. 緑の健康づくりの森整備方針

##### ○整備基本目標

- 目標1：健康づくり・保健・医療・介護等の拠点としての地域健康医療介護総合支援センター（仮称）の整備
- 目標2：平地林等自然環境の保全・活用・創出
- 目標3：子どもから高齢者までの健康づくりに寄与する整備
- 目標4：市民の集いの場、憩いの場の形成
- 目標5：総合的魅力を発揮できる効率的・経済的整備

##### ○導入機能

- ・健康づくり拠点施設ゾーン
- ・多目的広場ゾーン
- ・緑環境保全・活用ゾーン
- ・散策ゾーン
- ・駐車場ゾーン

#### 2. 現市民病院活用地区の整備方針

##### ○整備基本目標

- 目標1：市民の不安を解消するための引き続き必要な医療の提供
- 目標2：需要の高い回復期リハビリテーション病院の整備
- 目標3：高齢社会に対応した介護老人保健施設の整備

##### ○導入施設の整備

- 1) 一般外来診療
- 2) 回復期リハビリテーション病棟
- 3) 介護老人保健施設

○整備スケジュール

1) 健康づくり等総合支援地区

|         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 基本計画    | →        |          |          |          |
| 基本・実施設計 | →        | →        |          |          |
| 関係機関協議  |          | →        |          |          |
| 本体工事    |          |          | →        | →        |
| 外構工事    |          |          | →        | →        |
| 供用開始    |          |          |          | ★        |

2) 現市民病院跡地活用地区

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 基本計画      | →        |          |          |          |          |
| 委員会等による検討 | →        | →        | →        |          |          |
| 病床再編計画    |          |          |          | →        |          |
| 改修設計      |          |          |          | →        |          |
| 改修工事      |          |          |          |          | →        |
| 運営開始      |          |          |          |          | ★        |

## (2) 新小山市民病院建設基本計画について

～～基本計画から抜粋～～

### I 新病院全体計画

#### ○基本方針

基本構想で示された「安全で、質の高い医療を提供する病院」「快適で利便性が高く、市民に親しまれる病院」「市民に信頼される病院」「公的病院としての公共性を備えた病院」「将来の成長に対応する病院」「健全経営を行い、安定した運営を行う病院」「職員の能力が発揮できる病院」の7つの新病院の方向性を新病院全体計画の基本方針とする。

- (1) 安全で、質の高い医療を提供する病院
- (2) 快適で利便性が高く、市民に親しまれる病院
- (3) 市民に信頼される病院
- (4) 公的病院としての公共性を備えた病院
- (5) 将来の成長に対応する病院
- (6) 健全経営を行い、安定した運営を行う病院
- (7) 職員の能力が発揮できる病院

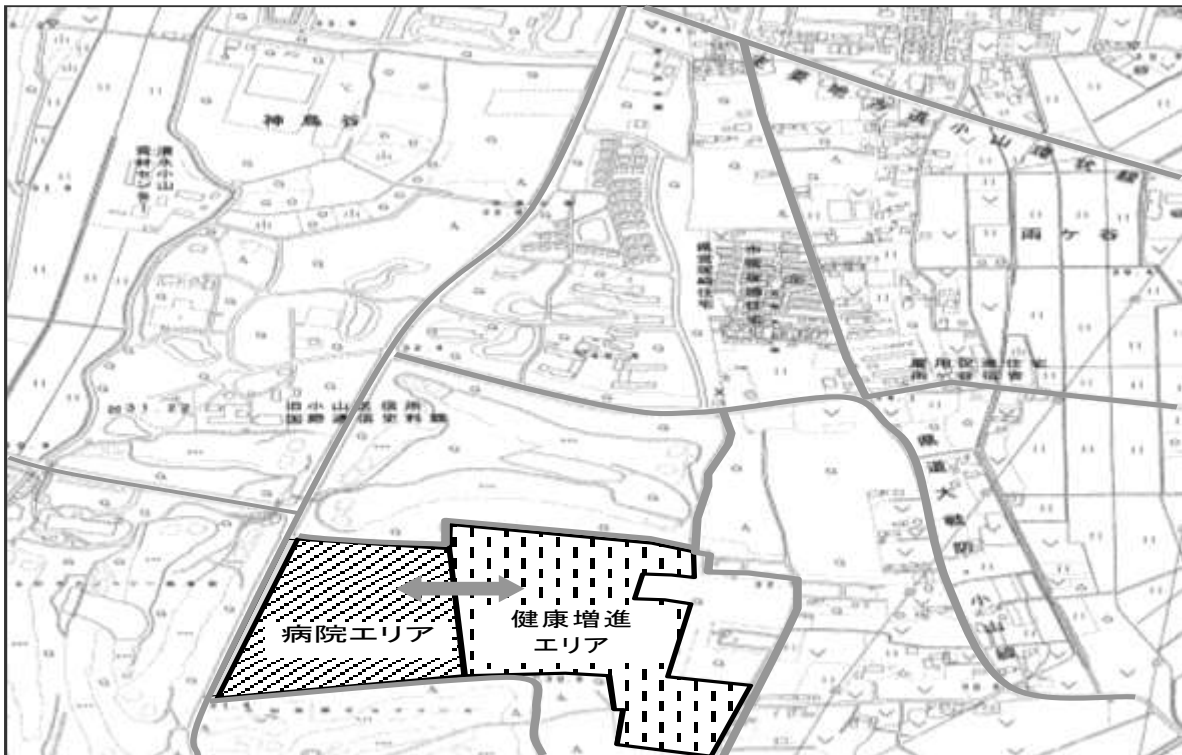
### II 施設整備計画

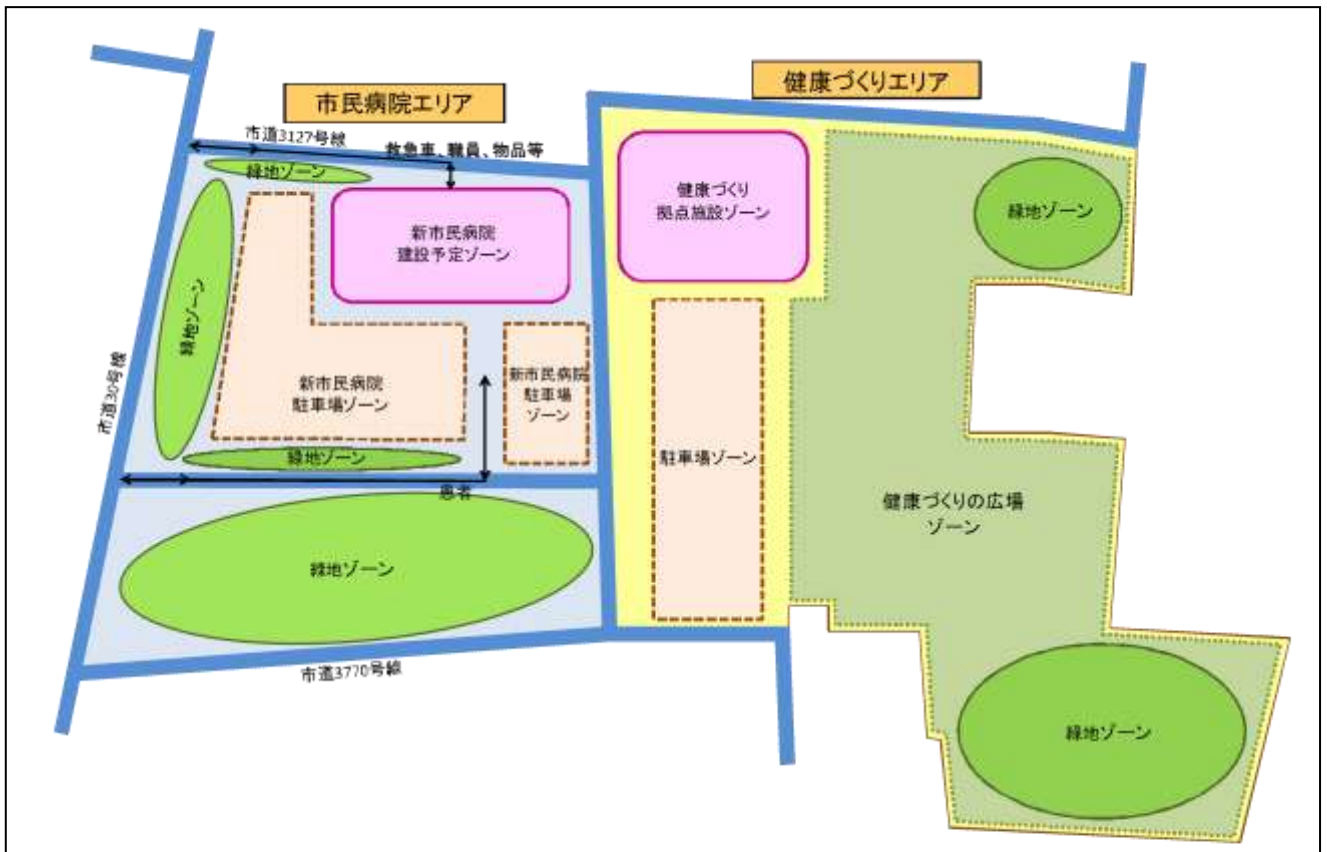
#### ○新病院の整備地

以下を新病院整備地とする。

小山市大字神鳥谷地内 KDDI用地南

位置図及び配置ゾーニング図





### Ⅲ 事業計画

#### ○整備スケジュール

独法化移行を含む新病院開院までの整備スケジュールは、以下とする。

| 区分              | 23年度 | 24年度    | 25年度   | 26年度 | 27年度 |
|-----------------|------|---------|--------|------|------|
| 基本計画            | →    |         |        |      |      |
| 基本設計            |      | →       |        |      |      |
| 実施設計・建設工事(DB方式) |      |         | →      | →    | →    |
| 開院準備・開院         |      |         |        |      | → ●  |
| 用地の取得           |      | → KDDI等 | → 農地等  |      |      |
| 独立行政法人化準備・開始    |      | → 独法化準備 | ● 独法開始 |      |      |

#### ○財源及び事業費

財源は、地域医療再生臨時交付金 8 億円その他、起債等を予定している。

(収入)

(単位：千円)

| 区分  | 24年度   | 25年度      | 26年度      | 27年度      | 合計        |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 交付金 |        | 160,000   | 400,000   | 240,000   | 800,000   |
| 起債等 |        | 866,000   | 2,525,000 | 2,475,000 | 5,866,000 |
| 繰入金 | 79,000 | 13,000    | 13,000    | 49,000    | 154,000   |
| 合計  | 79,000 | 1,039,000 | 2,938,000 | 2,764,000 | 6,820,000 |



## 《市議会に対する意見について》

~~~~~  $\times \epsilon$  ~~~~~

## 《参考資料》

### ◆ 小山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 議会の基本的組織（第4条―第6条）

第3章 議会及び委員会の運営の原則（第7条―第10条）

第4章 市民と議会の関係（第11条―第14条）

第5章 市長等と議会及び議員の関係（第15条―第20条）

第6章 議員の責務と活動（第21条―第27条）

第7章 議会の補助的機構等（第28条・第29条）

第8章 議会改革（第30条）

第9章 この条例の最高規範性及び見直し（第31条・第32条）

附則

小山市議会（以下「議会」という。）は、小山市住民の直接選挙によって民主的に選出された議員（以下「議員」という。）により構成されていることを自覚し、常に市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、若しくは活動するものをいう。以下同じ。）の福祉の向上のために活動するものである。

民主主義の根本は合議であり、議会は、市民の意思を代弁する合議体であることから、条例の制定改廃その他市政の重要事項について市の意思決定をし、二元代表制の原理に基づき、市長等（市長その他の執行機関及び補助機関としての職員をいう。以下同じ。）の行政の執行状況を監視すること等を通じて、市民の意見を適切に市政に反映させなければならない。

また、議会は、市及び市民の現在及び将来に対して大きな責任を負っており、常に住民自治の実現のために積極的に議会活動を行うとともに、不断に議会の活性化を推進していかなければならない。

議会は、これらの視点に立ち、ここに議会運営の基本となる住民自治に基づいた諸原則を体系的に定めるものである。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の組織、運営等並びに議員の責務、活動等に関する基本的事項について定め、もって、議会が、二元代表制の下でその与えられた責務及び市民の代表機関としての役割を適切に果たすことにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割及び活動原則）

第2条 議会は、市民の代表機関として市民の意思を市政に反映させ、条例の制定改廃、予算及び決算その他の市政の重要事項について市の意思決定を行うとともに、市長等の行政の執行状況を常に監視し、同時に自らも不断の努力によって議会の活性化、議会活動の公平性及び透明性の確保並びに市民に対する説明責任を果たすことに努めなければならない。

（議会の議決事件）

第3条 議会の議決事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第1項各号に掲げる議決事件のほか、同条第2項の規定に基づく小山市議会の議決事件に関する条例（平成21年条例第23号）に定める議決事件とし、必要に応じて同条例に市政の重要事項を加えるものとする。

## 第2章 議会の基本的組織

（議員定数）

第4条 法第91条第1項の規定に基づく議会の議員の定数（以下「議員定数」という。）

は、議会制民主主義における重要な要素であることをかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、十分な審議時間を確保し、議会改革の視点のみならず、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で、検討しなければならない。

3 議員定数は、小山市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第49号）に定める。

（委員会の設置及び活動原則）

第5条 議会は、法第109条及び第109条の2の規定に基づき、次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- (1) 総務常任委員会
- (2) 民生消防常任委員会
- (3) 教育経済常任委員会
- (4) 建設水道常任委員会

2 議会は、法第110条の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、円滑かつ効率的な議会運営を推進するため、付議された事項について積極的に審査、調査等を行うものとする。

4 委員会は、市政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、小山市議会委員会条例（昭和43年条例第20号）に定める。

（議員全員協議会の設置）

第6条 議会は、議案の審査並びに市政に関する課題及び議会の運営に関する協議又は調整を行うため、議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 議会及び委員会の運営の原則

（審議及び審査の原則）

第7条 議会は、定例会、臨時会及び委員会の会期等の設定並びに議会の審議及び委員会の審査（以下「審議等」という。）に当たっては、議員相互の公平かつ自由な議論が行えるよう、十分な討議時間の確保に努めるものとする。

2 議会は、議員が提案した案件の審議等に当たっては、市長等その他当該案件の関係者との議論の機会を設けるよう努めるものとする。

（会議の公開）

第8条 議会は、議会活動の公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すため、

議会及び委員会の会議について原則公開するものとし、市民に対する議会活動の情報提供及び分かりやすい討議を行うよう努めるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 議会は、請願又は陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの（団体である場合はその代表者）から意見を聴取するものとする。

2 議会は、委員会における審査等に当たって、法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会制度及び参考人制度（以下「公聴会制度等」という。）を十分に活用し、利害関係人の意見、有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取する機会を設けるものとする。

(審査及び調査)

第10条 議会は、法第100条の2に規定する議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査について、有識者等にさせることができる権能を計画的に活用するよう努めるものとする。

#### 第4章 市民と議会の関係

(市民参画及び市民との連携)

第11条 議会は、常に市民の多様な意見を反映させる議会運営を行うため、議会活動における市民参画（市民が、市の政策の立案、実施及び評価等の過程に主体的に参加し、市政の意思決定に関わることをいう。）の促進、市民と連携した政策の立案、及び市長等の行政の執行状況に対する監視活動が実現できるように努めなければならない。

(議会報告会の開催)

第12条 議会は、議会活動についての市民に対する報告をし、及び市民との意見交換をするため、原則として全議員の出席の下で、議会報告会を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議決状況等の公表)

第13条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、各議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

(議会広報活動の充実及び強化)

第14条 議会は、市民に対し、市政及び議会活動に関する情報を適切に伝達するため、議会広報活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 議会は、議会広報活動の充実及び強化を図るため、議会広報委員会を置く。

3 前項に定めるもののほか、議会広報委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 市長等と議会及び議員の関係

(緊張関係の保持)

第15条 議員は、二元代表制の趣旨に照らし、議会における審議等において、市長等と常に緊張関係を保つよう努めなければならない。

(一問一答方式)

第16条 議会の会議における議員及び市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

(質疑に対する答弁)

第17条 法第121条の規定により議場に出席した者及び小山市議会委員会条例の定めにより委員会の会議に出席した者は、本会議にあっては小山市議会議長（以下「議長」という。）、委員会にあっては各委員会の委員長の許可を得て、論点及び争点の整理をするために質疑の趣旨を確認した上で、議員の質疑に対し答弁することができるものとする。

(議員の文書による質問)

第18条 議員は、会期中又は閉会中のいずれかにかかわらず、議会活動に必要と認めるときは、議長を経由して市長等に対して文書により質問することができるものとする。この場合において、市長等は、文書により回答を行うものとする。

(議決事件の説明)

第19条 議会は、市長が提案する条例案、予算案、決算その他の議決事件について審議等を行うに当たっては、その背景、代替案との比較、総合計画上の位置付け、関係法令等、財源措置、政策等の効果予測、将来にわたるコスト計算その他の審議に必要な資料（以下「説明資料」という。）を冊子化した上で、関係議員に対する配布及び説明を行うよう、市長等に対し求めるものとする。

2 説明資料のうち、条例案に係るものは、次に掲げるものとする。

(1) 条例案の提案理由についての説明

(2) 条例案に係る新旧対照表（改正の場合）

(3) 条例案に関連する法令、条例等の参照条文

(4) 前3号に掲げるもののほか、条例案の審議等に必要であると認める資料

3 説明資料のうち、予算案及び決算に係るものは、施策別又は事業別に分かりやすくまとめた内容のものとする。

(行政の執行状況の監視)

第20条 議会は、市長等の行政の執行状況について不断に調査及び監視をし、適切な執行がなされていないと認めるときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 議員の責務と活動

(議員の責務及び活動原則)

第21条 議員は、市政の課題の解決等のため、常に市民の意見の把握に努めるとともに、法令等及び財務等に関する調査研究活動を行い、不断に自己研さんに努め、市民の代表としての責務を果たさなければならない。

2 議員は、一部の団体、地域等の代表者ではなく、市民全体の代表者であることを深く認識し、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指して活動を行わなければならない。

(議員の説明責任)

第22条 議員は、自らの議会活動に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、小山市議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年条例第17号）の定めを遵守し、政治倫理に反する疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、市民の代表者としてふさわしい品位を保つよう努めなければならない。

(会派)

第24条 議員は、政策立案等について共通の理念を有する議員により構成される議会活動を行う団体として、会派を結成することができる。

(政務調査費の原則)

第25条 議会は、議員の議会活動に必要な調査研究に要する経費の一部に充てるため、法第100条第14項に規定する政務調査費（以下「政務調査費」という。）を支給するものとする。

2 政務調査費の額は、議員の議会活動に必要な調査研究に要する経費を基準として、市の財政状況を勘案して決定するものとする。

- 3 議員は、政務調査費の交付を受けたときは、別に定める政務調査費の使途基準に従い、当該交付制度の目的に即した活動のため、適切にこれを使用しなければならない。
- 4 議会は、政務調査費の支給を受けた議員から提出を受けた政務調査費収支報告書その他の関係資料を積極的に公表するものとし、市民からその使途内容等についての説明を求められたときは、当該議員は、それに応じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、政務調査費に関し必要な事項は、小山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）に定める。

（議員報酬等の原則）

第26条 法第203条の規定に基づき支給する議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当（以下「議員報酬等」という。）の額は、社会情勢、財政状況及び類似する他の報酬等並びに議員の職務内容、活動状況等を勘案して決定するものとする。

- 2 議会は、議員の議員報酬等の額の改定を行うに当たっては、公聴会制度等の活用等により、有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取し、当該意見等を反映するよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、議員の議員報酬等に関し必要な事項は、小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第19号）に定める。

（議員の研修体制の充実及び強化）

第27条 議会は、議員の政策提言、政策立案及び調査活動能力の向上に資するための専門的研修等の充実及び強化に努めなければならない。

- 2 議員は、議員としての資質向上を図るために常に自己研さんに努め、前項の研修等に積極的に参加するよう努めなければならない。

## 第7章 議会の補助的機構等

（議会事務局の設置並びに体制の整備及び強化）

第28条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局（以下「議会事務局」という。）を置く。

- 2 議会は、政策提案機能、立法機能等を補助するため、議会事務局の体制の整備及び強化（以下「体制整備等」という。）に努めるものとする。

- 3 議長は、体制整備等のため、専門的知識及び経験を有する職員等の配置に努めるものとする。

- 4 議会は、体制整備等のために必要な予算の確保に努めるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、議会事務局に関し必要な事項は、小山市議会事務局条例（昭和40年条例第43号）に定める。

（議会図書室の整備等）

第29条 議会は、法第100条第18項の規定に基づき設置する議会図書室を議員のみならず市民及び市長等の利用に供するものとする。

- 2 議会は、議員の議会活動に必要な調査研究に資するため、法令等により備え置くこととされた図書等のほか、市政に関連する情報を可能な限り収集し、議会図書室に備え置く資料等の充実努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、議会図書室の管理、運営等に関し必要な事項は、小山市議会図書室規程（昭和43年議会訓令第1号）に定める。

## 第8章 議会改革

（議会改革の推進）

第30条 議会は、議会改革に継続的に取り組み、その推進に努めなければならない。

2 議会は、議会改革の推進に資するため、議員により構成される議会改革推進協議会を設置し、議長の諮問に基づき、協議を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、議会改革推進協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 この条例の最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会は、この条例を誠実に遵守するものとする。

2 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定改廃及び解釈に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

3 議会は、前2項の規定を適正に行うため、一般選挙による議員の新たな任期の開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 議会は、この条例の目的の達成状況について、随時検証するものとし、その検証の結果、制度の改善等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。